

お く や み ハ ン ド ブ ッ ク

山 武 市
SAMMU CITY

ご親族の方のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。
身近な方が亡くなられた後の手続きについては、
お亡くなりになった方によって手続きが異なります。
山武市では、市役所で行っていただく主な手続きについて、
ハンドブックにまとめました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。





もくじ

| | |
|---|------|
| 1. 身近な方が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ(目安)----- | p.2 |
| 2. 市役所での主な手続き一覧----- | p.4 |
| 3. 手続きに必要なものについて----- | p.7 |
| 4. 死亡届、戸籍謄本関係----- | p.8 |
| 5. 亡くなられた方の戸籍について----- | p.9 |
| 6. 住民票関係の手続きについて----- | p.10 |
| 7. 国民健康保険の手続きについて----- | p.11 |
| 8. 後期高齢者医療の手続きについて----- | p.14 |
| 9. 年金の手続きについて----- | p.16 |
| 10. 障がい福祉の手続きについて----- | p.21 |
| 11. 介護保険の手続きについて----- | p.24 |
| 12. 児童福祉・ひとり親関係の手続きについて----- | p.27 |
| 13. 税金の手続きについて----- | p.32 |
| 14. 住宅・土地等の手続きについて----- | p.34 |
| 15. 市役所以外で行う主な手続き一覧----- | p.38 |
| 16. その他の主な手続き----- | p.40 |
| 17. その他の相続に関する手続き/相続に関する手続きチェックリスト----- | p.42 |
| 18. ご遺族メモ／家系図(3親等以内の親族)----- | p.44 |
| 19. ご遺族メモ／故人の財産について----- | p.45 |

身近な方が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

3カ月以内

4カ月以内

届出・手続

- 相続放棄・限定承認
 - 相続財産調査
 - 相続人調査
 - 遺言調査・遺言書の検認
- (42・43ページ参照)
- 公共料金等の手続(38・39ページ参照)
 - 年金関係の手続
 - 健康保険・世帯主変更
 - 死亡届等

税金

- 所得税の
準確定申告(43ページ参照)

10カ月以内

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(42ページ参照)

○相続税の申告(43ページ参照)

1年以内

○遺留分侵害額請求

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈4ページ〜〉
必要な手続きの
一覧

〈10ページ〜〉
必要な手続きの
詳細について

〈38ページ〜〉
山武市以外で
必要な手続きの
窓口一覧

市役所での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェックしましょう。

| | 亡くなられた方は | 該当の有無 | 済 | 該当ページ |
|---------|---|--------------------------|--------------------------|---------|
| 住民票等 | 世帯主で、同じ世帯に残る方が2人以上いる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 10A |
| | マイナンバーカードを持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 10A※1 |
| | 印鑑登録証を持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 10A※2 |
| | パスポートを持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 10B |
| 国民健康保険 | 国民健康保険に加入していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 11A |
| | 職場の健康保険に加入し、家族を扶養していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 12B |
| | 国民健康保険税を納付していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 13C |
| | 亡くなられた方名義の口座から、他の方の国民健康保険税を振り替えていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 13D |
| 後期高齢者医療 | 後期高齢者医療制度に加入していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 14A・14B |
| | 後期高齢者医療保険料を納付していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 15C |
| | 亡くなられた方名義の口座から、他の方の後期高齢者医療保険料を振り替えていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 15D |
| 年金 | 年金（基礎年金、寡婦年金のみ）を受給していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 16A・16B |
| | 国民年金に加入し、18歳未満の子供を養育していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 17C |
| | 国民年金に10年以上加入していた夫で、結婚してから10年以上たっている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 17D |
| | 国民年金に加入し、保険料納付済期間が3年以上ある | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 18E |
| | 農業者年金に加入していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 19F・20H |
| | 農業者年金を受給していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 19G |
| 障がい福祉 | 下記のいずれかの手帳を持っていた ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 21A |

| | 亡くなられた方は | 該当の有無 | 済 | 該当ページ |
|-------|---|--------------------------|--------------------------|---------|
| 障がい福祉 | 身体障害者手帳、療育手帳に記載されている保護者だった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 21B |
| | 下記のいずれかの手当を受けていた ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 21C |
| | 重度心身障害者医療費助成受給券を持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 22D |
| | 自立支援医療受給者証（精神通院医療）を持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 22E |
| | 心身障害者扶養共済制度に加入していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 22F |
| | 各障害福祉サービスを利用していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 23G |
| | 福祉タクシー利用助成事業に登録していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 23H |
| 介護 | 介護保険被保険者証を持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 24A・25D |
| | 介護保険の下記のいずれかの証を持っていた ・負担割合証 ・負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 24B |
| | 亡くなられた方名義の口座から、他の方の介護保険料を振り替えていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 24C |
| | 介護保険料の納付が済んでいない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 25E |
| | 介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超える | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 25F |
| | 介護用品等サービス（紙おむつ）を受けていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 26G |
| | 緊急通報装置を持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 26H |
| 子ども | 子ども医療費助成の登録をしている方の保護者だった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 27A |
| | ひとり親家庭等医療費助成の受給者、受給者の配偶者または扶養義務者だった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 28B |
| | 児童手当を受けていたまたは児童手当を受けている方の対象児童だった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 29D |
| | 配偶者が亡くなったことによりひとり親となる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 28C・29E |
| | 子どもを養育していて児童扶養手当を受給していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 30F |
| | 母子父子寡婦福祉資金貸付の借主、連帯保証人だった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 30G |
| | 保育施設等に入所している児童の保護者だった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 31H |
| | 子どもを養育していて特別児童扶養手当を受給していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 31I |

市役所での主な手続き一覧（つづき）

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェックしましょう。

| | 亡くなられた方は | 該当の有無 | 済 | 該当ページ |
|--------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 税金 | 原付バイクまたは小型特殊自動車を持っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 32A |
| | 市税の納税義務者であった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 32B |
| | 市税の納付が済んでいない | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 33C |
| | 亡くなられた方名義の口座から、市税を振り替えていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 33D |
| 住宅・土地等 | 市営住宅に住んでいた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 34A |
| | 犬を飼っていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 35B |
| | トイレのくみ取り登録者であった（浄化槽を除く） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 35C |
| | 上水道の契約をしていた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 36D |
| | 農地を所有していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 36E |
| | 農業集落排水の利用者であった | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 37F |
| | 森林を所有していた | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 37G |

手続きに必要なものについて

手続きにご用意いただく主なものは以下のとおりです。

① 本人確認書類

顔写真付きの場合は1点、顔写真のない場合は2点お持ちください。

顔写真付きの場合は **1点**

または

顔写真のない場合は **2点**

例

マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート、身体障害者手帳、
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
在留カード、特別永住者証明書、
住民基本台帳カードなど
(官公署発行のものに限る)

例

健康保険証、
年金手帳、
児童扶養手当証書、
生活保護受給者証、
年金証書など

② 委任状

代理人が手続きをする場合には、委任状をお持ちください。

委任状は、委任者（願いする方）が以下の内容について記入する必要があります。

- ・ 委任者の氏名、住所、生年月日
- ・ 代理人（窓口に来る方）の氏名、住所、生年月日
- ・ 依頼する内容

例 具体的にご記入ください。

父：○○○○の出生から死亡までの戸籍謄本の取得について委任します。

③ 印鑑

④ 預貯金通帳やキャッシュカードなどの 口座番号が確認できるもの

⑤ その他、担当課から事前に案内があった書類など

※手続きごとに必要となるものが異なりますので、ご確認ください。

死亡届、戸籍謄本関係

死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
※火葬がお済みの場合は、すでに死亡届がなされています。

埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。

届出地

死亡者の本籍地、死亡地、又は届出人の住所地、所在地の
いずれかの市区町村役所・役場

届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡したところの家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です。原本を確認後、確認書類は還付することもできます。)

持ち物

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの） 1通

山武市に届出を提出する場合は

【平日 (8:30～17:00)】

市役所本庁舎1階市民課・山武出張所・蓮沼出張所・松尾出張所

【土・日・祝日・年末年始[12月29日～1月3日] (8:30～17:00)】

市役所本庁舎1階市民課

【夜間 (17:00～翌日8:30まで)】

市役所本庁舎1階のぎくプラザ側夜間窓口

夜間窓口で届出をお預かりした場合、埋火葬許可証のお渡しは翌開庁日以降になります。

亡くなられた方の戸籍について

死亡届の届出をされてから死亡事項の記載された戸籍謄本ができるまで2週間から3週間程度かかります。
詳しくは本籍のある市区町村へお問い合わせください。

請求できる方

- ・ 亡くなられた方の配偶者、子、両親、孫、祖父母などの直系親族
親族でも兄弟姉妹、おじおば、甥姪は請求できないため、直系親族から委任状が必要になります。
- ・ 利害関係人
- ・ 相続人

請求に必要なもの

- ・ 来庁者の本人確認書類
- ・ 親族以外の利害関係人は、利害関係人であることが確認できる書類
- ・ 手数料

戸籍に関する留意事項

亡くなられた方に係る名義変更や相続の手続きのために戸籍謄本が必要になることがあります。1通の戸籍で出生から死亡まですべてが記載されているとは限りません。どのようなことが書かれた戸籍が必要なのか提出先にご確認のうえ請求してください。

例1：出生から死亡までの連続した戸籍 例2：死亡日が記載された戸籍

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

市民課 戸籍係 ☎0475-80-1140

住民票関係

A 世帯主変更

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となる場合があります。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方

持ち物

届出人の本人確認書類

手続きの期限

速やかに

※1

亡くなられた方のマイナンバーカードについては、相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバーを求められる場合があります。諸手続きが終わるまでは、マイナンバーカードや通知カードは廃棄せずにお手元に保管しておくことをお勧めします。

全ての手続きが終わったあとのマイナンバーカードは返納の義務はありません。廃棄を希望される場合は、市民課マイナンバー担当窓口にご返納いただくか、はさみを入れて処分していただいても結構です。

※2

亡くなられた方の印鑑登録証（カード）については、自動的に登録抹消となるため、はさみを入れて処分していただいても結構です。

B パスポートの返納

有効期限内のパスポートをお持ちの方が亡くなられた場合の返納手続きです。

手続きできる方

親族等

持ち物

- 有効期限があるパスポート
- 死亡したことが確認できる書類
(死亡診断書の写し、戸籍謄本
又は戸籍抄本、住民票の除票)

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

市民課 住民係

☎0475-80-1141

国民健康保険

A 葬祭費の支給申請

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。

- 支給額は5万円
- 火葬のみの場合も申請可能
- 社会保険等から埋葬料が支給される方を除く

手続きできる方

葬祭を行った方（喪主）

持ち物

- 亡くなられた方の
国民健康保険被保険者証等
- 葬祭を行った方（喪主）を確認できるもの（会葬礼状、領収書等）
- 葬祭を行った方（喪主）の預貯金通帳（喪主以外の方の口座に振り込みを希望する場合は委任状）
- 本人確認書類

手続きの期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

国保年金課 給付管理係

☎0475-80-1149

MEMO



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

国民健康保険

B 家族の国民健康保険加入手続き

亡くなられた方が職場の健康保険に加入し、家族を扶養していた場合に、その家族（被扶養者）が国民健康保険に加入する手続きです。

手続きできる方

亡くなられた方に扶養されていた方、同世帯の方

持ち物

- 健康保険資格喪失証明書
- 届出人の本人確認書類

手続きの期限

原則、故人の死亡から14日以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

国保年金課 資格課税係

☎0475-80-1143

MEMO



山武市マスコットキャラクター
SUNMシくん

国民健康保険

C 保険税の納付

国民健康保険に加入していた方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険税が変更されます。変更後の保険税に未納がある場合には、納付が必要です。
保険税が還付となる場合は、資格喪失手続きの翌月以降に還付手続きに関する通知をお送りします。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方、
相続人

持ち物

届出人の本人確認書類

手続きの期限

速やかに

納付については、下記までお問い合わせ下さい。

収税課 徴収対策係 ☎0475-80-1151

還付手続については、下記までお問い合わせ下さい。

収税課 収納管理係 ☎0475-80-1152

D 保険税振替口座の変更

亡くなられた方名義の口座から、他の方の国民健康保険税を振り替えていた場合は、振替口座を変更する必要があります。

手続きできる方

口座名義人

持ち物

- 納税通知書
- 新しく利用したい口座の
キャッシュカード
(対象金融機関は限られます。)
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

**収税課 収納管理係
☎0475-80-1152**

後期高齢者医療

A 葬祭費の支給申請

後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。

- 支給額は5万円
- 火葬のみの場合も申請可能
- 他県から転入し、山武市内の施設等に入所されていた方は、加入していた都道府県の後期高齢者医療制度への申請となる場合があります。

手続きできる方

葬祭を行った方（喪主）

持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証等
- 亡くなられた方と喪主の方の氏名が確認できるもの（会葬礼状、領収書等）
- 喪主の預貯金通帳（喪主以外の方の口座に振り込みを希望する場合は委任状）
- 本人確認書類

手続きの期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

B 相続人代表者の届出

後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられた後に生じた給付費や、保険料に関する書類の受け取りを行う相続人代表者の届出手続きです。

相続人が複数いる場合は、代表者を指定するにあたりそれぞれの相続人において異議を生ずることがないようにご配慮のうえ届出ください。

手続きできる方

相続人

持ち物

- 後期高齢者医療被保険者証等
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

後期高齢者医療

C 保険料の納付

後期高齢者医療制度に加入されていた方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更されます。変更後の保険料に未納がある場合には、納付が必要です。
保険料が還付となる場合は、資格喪失手続きの翌月以降に還付手続きに関する通知をお送りします。

手続きできる方

亡くなられた方と同世帯の方、
相続人

持ち物

届出人の本人確認書類

手続きの期限

速やかに

D 保険料振替口座の変更

亡くなられた方名義の口座から、他の方の後期高齢者医療保険料を振り替えていた場合は、振替口座を変更する必要があります。

手続きできる方

口座名義人

持ち物

- 後期高齢者医療被保険者がわかるもの
(保険料の納入通知書等)
- 対象金融機関のキャッシュカード
(来庁者本人の口座に限る)

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

国保年金課 高齢者医療年金係

☎0475-80-1142

年金

国民年金以外の年金については注意が必要です!

※ 厚生年金、共済年金等を受給していた場合は年金事務所等での手続きとなります。

※ 年金の手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。事前に年金事務所にお問い合わせすることをお勧めします。

A 国民年金の未支給年金請求

年金（老齢基礎年金※、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみ）を受給していた場合に、未支給の年金を請求する手続きです。

請求できる遺族の範囲と優先順位は、年金受給者の亡くなられたときに生計が同一の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）の順です。

※老齢基礎年金の未支給年金請求を山武市以外の方が行う場合は、年金事務所でお手続きください。

手続きできる方

未支給年金を
請求することができる遺族

持ち物

- 亡くなられた方の年金証書
- 亡くなられた方との関係のわかる
戸籍謄本又は法定相続情報一覧
図の写し
- 亡くなられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票
- 請求者名義の預貯金通帳
- 住民票が別の場合には、生計同一
関係に関する申立書（第三者の証
明等が必要）
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに（受給権者の年金の
支払日の翌月の初日から5年以内）

B 国民年金受給権者死亡届

国民年金の受給者が亡くなられたときに、生計を同一にする遺族がない場合に届出をします。

手続きできる方

遺族

持ち物

- 亡くなられた方の年金証書
- 亡くなられた方の死亡の事実が
確認できるもの（死亡診断書の写
し、住民票の除票、戸籍謄本、
戸籍抄本のいずれか）
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに（死亡日から14日以内）

年金

C 遺族基礎年金の請求

遺族基礎年金は、国民年金に加入し、一定以上の保険料を納めていた方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子様のうち、所定の支給要件を満たす方が受け取ることができます。

※厚生年金等に加入していた場合は遺族厚生年金となり、年金事務所での手続きとなります。

手続きできる方

年金を請求することができる遺族

持ち物

- 亡くなられた方の年金手帳
- 亡くなられたことわかる戸籍謄本
- 亡くなられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票
- 生計同一関係に関する申立書等
- 死亡診断書の写し又は死亡届の記載事項証明書
- 請求者名義の預貯金通帳
- 本人確認書類

手続きの期限

支給事由が生じた日の翌日から5年以内

D 寡婦年金の請求

寡婦年金は、10年以上国民年金に加入し、保険料を納めていた夫が、他の老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が、60歳から65歳までの間、受け取ることができます。

手続きできる方

配偶者

持ち物

- 亡くなられた方の年金手帳
- 夫の戸籍謄本
(婚姻関係を確認できること)
- 亡くなられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票
- 生計同一関係に関する申立書等
- 所得課税証明書、源泉徴収票等
- 請求者名義の預貯金通帳
- 年金証書
- 本人確認書類

手続きの期限

夫の死亡日から5年以内

E 国民年金の死亡一時金請求

死亡一時金は、3年以上国民年金に加入し、保険料を納めていた方が、他の老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

手続きできる方

死亡一時金を請求することができる遺族

持ち物

- 亡くなられた方の年金手帳
- 亡くなられたことわかる戸籍謄本
- 亡くなられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票
- 生計同一関係に関する申立書等
- 請求者名義の預貯金通帳
- 本人確認書類

手続きの期限

死亡日の翌日から2年以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

国保年金課 高齢者医療年金係

☎0475-80-1142

厚生年金と国民年金両方を受給していた方が亡くなったときは下記までお問い合わせ下さい。

請求者の住所地の管轄の年金事務所

山武市の場合は、千葉年金事務所

☎043-242-6320

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

恩給の受給者が亡くなったときは下記へお問い合わせ下さい。

総務省恩給相談窓口

☎03-5273-1400

F 農業者年金死亡届出書の提出

農業者年金に加入している方が亡くなられたときに、農業者年金死亡届を提出する手続きです。

手続きできる方

遺族

持ち物

- 亡くなられた方の農業者年金証書
または農業者年金被保険者証
- 亡くなられた方の死亡日を明らかにすることができる住民票等
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

G 農業者年金の未支給年金請求

農業者年金を受給している方が亡くなられたときに、未支給分の年金を請求する手続きです。

請求できる遺族の範囲と優先順位は、年金受給者の亡くなられたときに生計が同一の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）の順です。

手続きできる方

未支給年金を
請求することができる遺族

持ち物

- 亡くなられた方の農業者年金証書
- 亡くなられた方の死亡日を明らかにすることができる住民票等
- 亡くなられた方との関係のわかる戸籍謄本等
- 請求者名義の預貯金通帳
- 本人確認書類

手続きの期限

死亡日の翌日から起算して5年以内

年金 ※農業者年金の届出の提出先はお近くの山武郡市農協各支所となります。

H 農業者年金の死亡一時金請求

農業者年金に加入している方が亡くなられたときに、死亡一時金を請求する手続きです。

請求できる遺族の範囲と優先順位は、年金受給者の亡くなられたときに生計が同一の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）の順です。

手続きできる方

死亡一時金を
請求することができる遺族

持ち物

- 亡くなられた方の農業者年金証書
または農業者年金被保険者証
- 亡くなられた方との関係のわかる
戸籍謄本等
- 亡くなられた方の死亡日を明らかに
することができる住民票等
- 請求者名義の預貯金通帳
- 本人確認書類

手続きの期限

死亡日の翌日から起算して5年以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

農業委員会事務局

☎0475-80-1241

または、山武郡市農協各支所

障がい福祉

A 手帳の返却

次のいずれかの手帳をお持ちの方が亡くなられた場合に、手帳を返却する手続きです。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

手続きできる方

親族、保護者等

持ち物

亡くなられた方が
お持ちであった手帳

手続きの期限

速やかに

B 手帳の記載事項変更

身体障害者手帳又は療育手帳に記載されている保護者が亡くなられた場合に、保護者氏名を変更する手続きです。

手続きできる方

本人、新たに保護者になる方

持ち物

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

C 特別障害者手当等の資格喪失

次のいずれかの手当を受けていた方が亡くなられた場合の資格喪失の手続きです。

上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 経過的福祉手当

手続きできる方

親族等

持ち物

本人確認書類

※この他にも書類が必要となる場合があります。

手続きの期限

亡くなられた日から14日以内

障がい福祉

D 重度心身障害者医療費助成受給券の返却

重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちの方が亡くなられた場合に、受給券を返却する手続きです。

手続きできる方

親族等

持ち物

- 重度心身障害者医療費助成受給券
- 口座番号確認書類
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

E 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返却

自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方が亡くなられた場合に、受給者証を返却する手続きです。

手続きできる方

親族等

持ち物

自立支援医療受給者証

手続きの期限

速やかに

F 心身障害者扶養共済制度の請求等の手続き

心身障害者扶養共済制度に加入していた方が亡くなられた場合、心身障害者扶養共済年金受給者が亡くなられた場合及び心身障害者扶養共済年金受給前に障害者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

手続きできる方

年金受給権者、年金管理者

持ち物

※必要な手続きにより
異なりますので、お問い合わせ
ください。

手続きの期限

速やかに

障がい福祉

G 障害福祉サービスの停止

福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援サービス受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合は、各種サービスの停止の手続きが必要です。

手続きできる方

親族等

持ち物

各種障害福祉サービス受給者証

手続きの期限

速やかに

H 福祉タクシー利用助成資格の喪失

福祉タクシー利用助成事業を利用していた方が亡くなられた場合の資格喪失の手続きです。

手続きできる方

親族等

持ち物

- 口座番号確認書類
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

社会福祉課 障がい福祉係

☎0475-80-2614

介護保険

A 介護保険被保険者証の返却

介護保険被保険者証をお持ちの方が亡くなられた場合に、被保険者証を返却する手続きです。

手続きできる方

親族

持ち物

介護保険被保険者証

手続きの期限

速やかに

B 介護保険の各種証の返却

介護保険の次のいずれかの交付を受けられていた方が亡くなられた場合に、以下①～③の各種証を返却する手続きです。

- ① 負担割合証
- ② 負担限度額認定証
- ③ 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証

手続きできる方

親族

持ち物

該当の各種証（①～③）

手続きの期限

速やかに

C 保険料振替口座の変更

亡くなられた方名義の口座から、他の被保険者の介護保険料を振り替えていた場合は、振替口座の変更が必要です。

手続きできる方

親族等

持ち物

介護保険被保険者番号がわかるもの
(被保険者証、
保険料の納入通知書等)

手続きの期限

速やかに

介護保険

D 相続人代表者の届出

介護保険に加入されていた方が亡くなられた後に生じた給付費や、保険料に関する書類の受け取りを行う相続人代表者の届出手続きです。

相続人が複数いる場合は、代表者を指定するにあたりそれぞれの相続人において異議を生ずることがないようにご配慮のうえ届出ください。

手続きできる方

相続人

持ち物

- 介護保険被保険者証
- 戸籍謄本等（亡くなられた方と相続人代表者の関係がわかるもの）
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

E 保険料の納付及び還付

介護保険に加入されていた方が、年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更されます。変更後の保険料に未納がある場合には、納付が必要です。

保険料が還付となる場合は、資格喪失の翌月以降に還付手続きに関する通知をお送りします。

手続きできる方

相続人

持ち物

- 保険料の納入通知書
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

F 高額介護サービス費の支給申請・振込口座の変更

介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超える場合、高額介護サービス費を相続人の方に支給します。

また、亡くなられた方が、以前から高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、相続人の方に振込先を変更していただきます。

手続きできる方

相続人

持ち物

- 相続人の口座番号確認書類
- 相続人であることがわかる戸籍謄本等
- 本人確認書類

手続きの期限

サービス利用月の翌月1日から
2年以内

介護保険

G 紙おむつ給付券の返却

未使用の紙おむつ給付券は、亡くなられた日以後使用できませんので、速やかに返却してください。

手続きできる方

親族等

持ち物

未使用の紙おむつ給付券

手続きの期限

速やかに

H 緊急通報装置の返却

緊急通報装置を利用していた方が亡くなられた場合、装置の返却が必要です。

手続きできる方

親族等

持ち物

緊急通報装置（本体、ペンダント）

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

高齢者支援課 介護給付係

☎0475-80-2641

児童福祉・ひとり親関係

B ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格変更

ひとり親家庭等医療費等助成の受給者、受給者の配偶者、扶養義務者が亡くなられた場合の受給資格変更手続きです。監護又は養育している児童が亡くなられた場合も同様に手続きが必要になります。

手続きできる方

受給者
(受給者が亡くなられた場合、その親族)

持ち物

- ひとり親家庭等医療費等助成受給券
- 本人確認書類

※この他にも書類が必要となる場合があります。

手続きの期限

速やかに

C ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格登録申請

亡くなられた方の世帯で、18歳になる年の年度末まで(心身に一定の障害を持つ場合は20歳未満)の児童を監護している場合、配偶者が亡くなられた方又は対象児童の養育者は、ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格登録申請を行うことができます。

手続きできる方

保護者

持ち物

- 戸籍謄本(申請者と児童)
- 健康保険証(申請者と児童)
- マイナンバー確認書類
- 本人確認書類

※この他にも書類が必要となる場合があります。

手続きの期限

速やかに

児童福祉・ひとり親関係

D 児童手当の受給者変更

児童手当の受給者が亡くなられた場合の新たな受給者の認定請求手続きです。また、支給される手当が残っている場合、対象児童は未支払手当の請求手続きが必要です。対象児童が亡くなられた場合は、受給事由消滅届等が必要になることがあります。

手続きできる方

新たに手当を受給する方

持ち物

- 児童の口座番号確認書類
- 新たな受給者の口座番号確認書類
- 新たな受給者のマイナンバー確認書類
- 本人確認書類

手続きの期限

亡くなられた日の翌日から 15 日以内

E 児童扶養手当の認定請求

亡くなられた方の世帯で、18 歳になる年の年度末まで（心身に一定の障害を持つ場合は 20 歳未満）の児童を監護している場合、配偶者が亡くなられた方又は対象児童の養育者は、児童扶養手当の認定請求を行うことができます。

手続きできる方

新たに手当を受給する方

持ち物

- 死亡の事実が確認ができる書類

手続きの期限

速やかに

児童福祉・ひとり親関係

F 児童扶養手当の資格喪失・未支払手当の請求

児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合の資格喪失の手続きです。また、支給される手当が残っている場合は、未支払手当の請求手続きが必要です。

対象児童が亡くなられた場合は、額改定届等が必要になることがあります。

手続きできる方

対象児童、受給者

持ち物

- 児童扶養手当証書
 - 死亡の事実が確認できる書類
 - 口座番号確認書類
(対象児童の通帳)
 - 本人確認書類
- ※この他にも書類が必要となる場合があります。

手続きの期限

亡くなられた日から 14 日以内

G 母子父子寡婦福祉資金貸付の手続き

母子父子寡婦福祉資金貸付の借主、連帯保証人が亡くなられた場合の異動手続き、債務の継承等の手続きです。

なお、貸付期間中に借主又は連帯借主が亡くなられた場合は貸付停止となります。継続して貸付を受けたい場合は相談が必要です。

また、返済が残っている場合は、相続人にその債務が承継されます。

手続きできる方

親族、連帯保証人

持ち物

- 死亡の事実が確認できる書類
 - 本人確認書類
- ※この他にも書類が必要となる場合があります。

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

子育て支援課 児童福祉係

☎0475-80-2631

児童福祉・ひとり親関係

H 保育施設等に関する手続き

保育施設等に入所している児童の保護者が亡くなられた場合や、児童と同居していた方が亡くなられた場合など、世帯構成に変更があった場合には手続きが必要です。

手続きできる方
対象児童の保護者

持ち物
なし

手続きの期限
速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

子育て支援課 幼保こども園係

☎0475-80-2632

I 特別児童扶養手当の資格喪失・受給者変更・未支払手当の請求

特別児童扶養手当を受給していた場合、資格喪失等の手続きが必要です。

手続きできる方
対象児童

持ち物
※必要な手続きにより異なりますので、お問い合わせください。

手続きの期限
亡くなられた日から14日以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

社会福祉課 障がい福祉係

☎0475-80-2614

税金

A 原付バイク・小型特殊自動車の廃車・名義変更

原付バイク（125 cc以下）又は小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合は、廃車手続き又は名義変更の手続きが必要です。

【軽自動車の廃車、名義変更】

軽自動車検査協会千葉事務所へお問い合わせください。

【普通自動車、二輪車（125 cc超）の廃車、名義変更】

千葉運輸支局へお問い合わせください。

手続きできる方

相続人

持ち物

- 標識交付証明書
- ナンバープレート
- 亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの
- 本人確認書類

手続きの期限

15日以内

B 相続人代表者の届出

市税の納税義務者が亡くなられた後に生じた還付金などの受け取りや、市税の納付を行う相続人代表者の申請手続きです。相続人が複数いる場合は、代表者を指定するにあたりそれぞれの相続人において異議を生ずることがないようにご配慮のうえ届出ください。

手続きできる方

相続人

持ち物

- 戸籍謄本等
（亡くなられた方と相続人代表者の関係がわかるもの）
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

課税課 市民税係

☎0475-80-1281

所得税・相続税については、下記までお問い合わせ下さい。

東金税務署 個人課税担当

☎0475-52-3121

税金

C 市税の納付

市税の納税義務者が亡くなられた場合、相続人に納税義務が引き継がれます。

【市税の種類】

- ・ 市県民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

手続きできる方

相続人

持ち物

- 納税通知書
- 亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの（戸籍謄本等）
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

収税課 徴収対策係

☎0475-80-1151

D 市税振替口座の変更・廃止

亡くなられた方名義の口座から、市税を振り替えていた場合は、振替口座の変更又は廃止の手続きが必要です。

手続きできる方

口座名義人

持ち物

- 納税通知書
- 振替口座変更の場合は、新しく利用したい口座のキャッシュカード（対象金融機関は限られます。）
- 振替口座廃止の場合は、亡くなられた方の口座の預貯金通帳と金融機関届出印
- 本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

収税課 収納管理係

☎0475-80-1152

住宅・土地等

B 飼い犬の登録事項変更

| | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 飼い犬の登録者が亡くなられた場合、新たな所有者の登録変更手続きが必要です。 | 手続きできる方 新たな飼い犬の登録者 |
| | 持ち物 |
| | 手続きの期限 速やかに |

C トイレのくみ取り登録変更

| | |
|---|--------------------------------|
| し尿くみ取りの加入者が亡くなられた場合、名義の変更又はくみ取りの取消手続きが必要です。 | 手続きできる方 親族 |
| | 持ち物 印鑑（口座振替手続きをする場合） |
| | 手続きの期限 速やかに |

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

環境保全課 生活環境係

☎0475-80-1161

住宅・土地等

D 水道の名義変更

水道の利用者が亡くなった場合は、利用者変更又は閉栓の手続きが必要です。

【山武地区】

山武市水道課での手続きとなります。

【成東・松尾・蓮沼地区】

山武郡市広域水道企業団での手続きとなります。

手続きできる方

親族

持ち物（山武地区の場合）

本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

【山武地区】水道課 業務係

☎0475-89-3647

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

【成東・松尾・蓮沼地区】山武郡市広域水道企業団

☎0475-50-4132

E 農地の権利移動

相続により農地の権利を取得した場合は、農業委員会にその旨を届出する必要があります。

手続きできる方

相続した方

持ち物

- 相続した農地等がわかる書類
（固定資産税の納税通知書など）
- 本人確認書類

手続きの期限

権利取得後10ヶ月以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

農業委員会事務局

☎0475-80-1241

住宅・土地等

F 農業集落排水の名義変更

農業集落排水の使用者が亡くなられた場合、使用者変更又は廃止届が必要です。

※ 農業集落排水使用料を亡くなられた方の口座から引き落としされていた場合は、引き落とし口座の変更手続きが必要です。

手続きできる方

親族

持ち物

本人確認書類

手続きの期限

速やかに

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

農政課 農業集落排水係

☎0475-80-1214

G 森林の権利移動

相続により森林の権利を取得した場合は、森林の所在する市区町村に届出の必要があります。

手続きできる方

相続した方

持ち物

- 森林の土地所有者届出書
- 位置を示す地図
- 登記事項証明書の写し

手続きの期限

権利取得後90日以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

農政課 森林整備係

☎0475-80-1213

市役所以外で行う主な手続き一覧

| 対象 | 主な手続き | 窓口 | 問い合わせ先 |
|---------|----------------------|---|--|
| 健康保険 | 国民健康保険以外の健康保険に関する手続き | 各勤務先 | |
| 厚生年金 | 未支給年金、遺族厚生年金の請求 | 請求者の住所地を管轄する年金事務所 年金相談センター | ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 請求者の住所地の管轄の年金事務所 山武市の場合は、千葉年金事務所お客様相談室 ☎043-242-6320 |
| 共済年金 | 未支給年金、遺族厚生年金の請求 | 各共済組合 | |
| 農業者年金 | 未支給年金、死亡一時金の請求 | 山武郡市農協各支所 | |
| 恩給 | 旧軍人・軍属の恩給の手続き | 総務省恩給相談窓口 | ☎03-5273-1400 |
| 電気 | 契約者の名義変更・口座振替の変更 | 各契約先電力会社 | |
| ガス | | 各契約先ガス会社 | |
| 固定電話 | | NTT東日本 | 固定電話から（局番なし）116 携帯電話から ☎0120-116-000 |
| 水道 | 契約者の名義変更・口座振替の変更 | 成東・蓮沼・松尾地区 山武郡市広域水道企業団 | お客様センター ☎ 0475-50-4132 |
| NHK受信料 | 契約者の名義変更・解約 | NHK | フリーダイヤル 0120-15-1515 フリーダイヤルにつながらない場合 ☎ 050-3786-5003 |
| 携帯電話 | 契約者の名義変更・解約 | 各契約会社 | |
| インターネット | | | |
| ケーブルテレビ | | | |
| ごみ | ごみの分別や収集などの問い合わせ | 【山武・蓮沼・松尾地区】 山武郡市環境衛生組合 【成東地区】 東金市外三市町清掃組合 | 山武郡市環境衛生組合 ☎0479-86-3516 東金市外三市町清掃組合 自己運搬 ☎0475-55-9141 戸別収集 ☎0475-50-5301 |

市役所以外で行う主な手続き一覧

| 対象 | 主な手続き | 窓口 | 問い合わせ先 |
|------------------------|---------------------------|---------------------------------|---|
| 相続税・所得税 | 相続税の申告、 準確定申告 | 管轄の税務署 | 【山武市の管轄】 東金税務署 ☎ 0475-52-3121 |
| 相続登記 | 相続登記 (土地や家屋の名義変更) | 不動産の所在地を 管轄する法務局 | 【山武市の管轄】 千葉地方法務局 東金出張所 ☎ 0475-52-2402 |
| 遺言、相続放棄 | 遺言の検認・開封、 相続放棄の申立 | 千葉家庭裁判所 八日市場支部 | ☎ 0479-72-1300 |
| 外国人 | 特別永住者証明書、 在留カードの返納 | 東京出入国在留管 理局千葉出張所 | ☎ 043-242-6597 |
| | 亡くなられた方の 国籍国への手続き | 在日本大使館、 領事館 | |
| クレジットカード | クレジットカードの解約 | 各契約会社 | |
| 預貯金 | 預貯金口座等の手続き | 各金融機関 | |
| 株式等 | 株式等の名義変更 | 各証券会社等 | |
| 国債 | 国債の記名変更、 償還金受領 | 償還金支払場所ま たは証券保管証書 に記載の郵便局 | |
| 生命保険等 | 死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等 | 加入していた 生命保険会社 | |
| 損害保険 | 損害保険等の名義変更・ 解約 | 加入していた 損害保険会社 | |
| 普通自動車 (125 cc超バイク含) | 普通自動車の廃車・名義 変更手続き (相続) | 関東運輸局千葉 運輸支局 | ☎ 050-5540-2022 |
| 軽自動車 | 軽自動車の廃車・名義変 更手続き (相続) | 軽自動車検査協会 千葉事務所 | コールセンター ☎ 050-3816-3114 |
| 浄化槽 | 管理者変更・使用休止等 の各種手続き | 各浄化槽保守点検 業者、山武地域振 興事務所 | 山武地域振興事務所 ☎ 0475-55-3862 |
| 特定医療費 (指定 難病) 受給者証 | 受給者証の返却 | 山武健康福祉セン ター (山武保健所) | 地域保健課 ☎ 0475-54-0611 |

その他の主な手続き

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

| 項目 | 期日 | 備考 |
|--------------------|------|---|
| 死亡退職届の提出 | 速やかに | 故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。 |
| 社員証等 (身分証明書)の返却 | | 健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。 |
| 国民健康保険等への加入 | | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 |
| 最終給与、 退職金等の請求 | | 預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。 |
| 埋葬料の請求 | 2年以内 | 協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。 |
| 遺族厚生年金の請求 | 5年以内 | <p>〈必ず必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人のマイナンバーがわかるものまたは年金手帳、本人確認書類、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、収入が確認できる書類（請求者と子）、世帯全員の住民票、亡くなられた方の住民票の除票、請求者名義の預貯金通帳</p> <p>〈手続先〉 請求者の住所地を管轄する年金事務所</p> <p>〈その他〉 詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください。</p> |

その他の主な手続き

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。

| 項目 | 期日 | 備考 |
|--------------------------|---------------------------|------------|
| 個人事業者の 死亡届出書 | 速やかに | 税務署に提出します。 |
| 事業廃止届出書 | | |
| 個人事業の 開業・廃業等届出書 | 1カ月以内 | |
| 給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書 | | |
| 所得税の青色申告の 取りやめ届出書 | 青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで | |

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。
 必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経をあげてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈山武市に墓地がある場合の改葬許可証の問い合わせ先〉

市民課 戸籍係

☎ 0475-80-1140

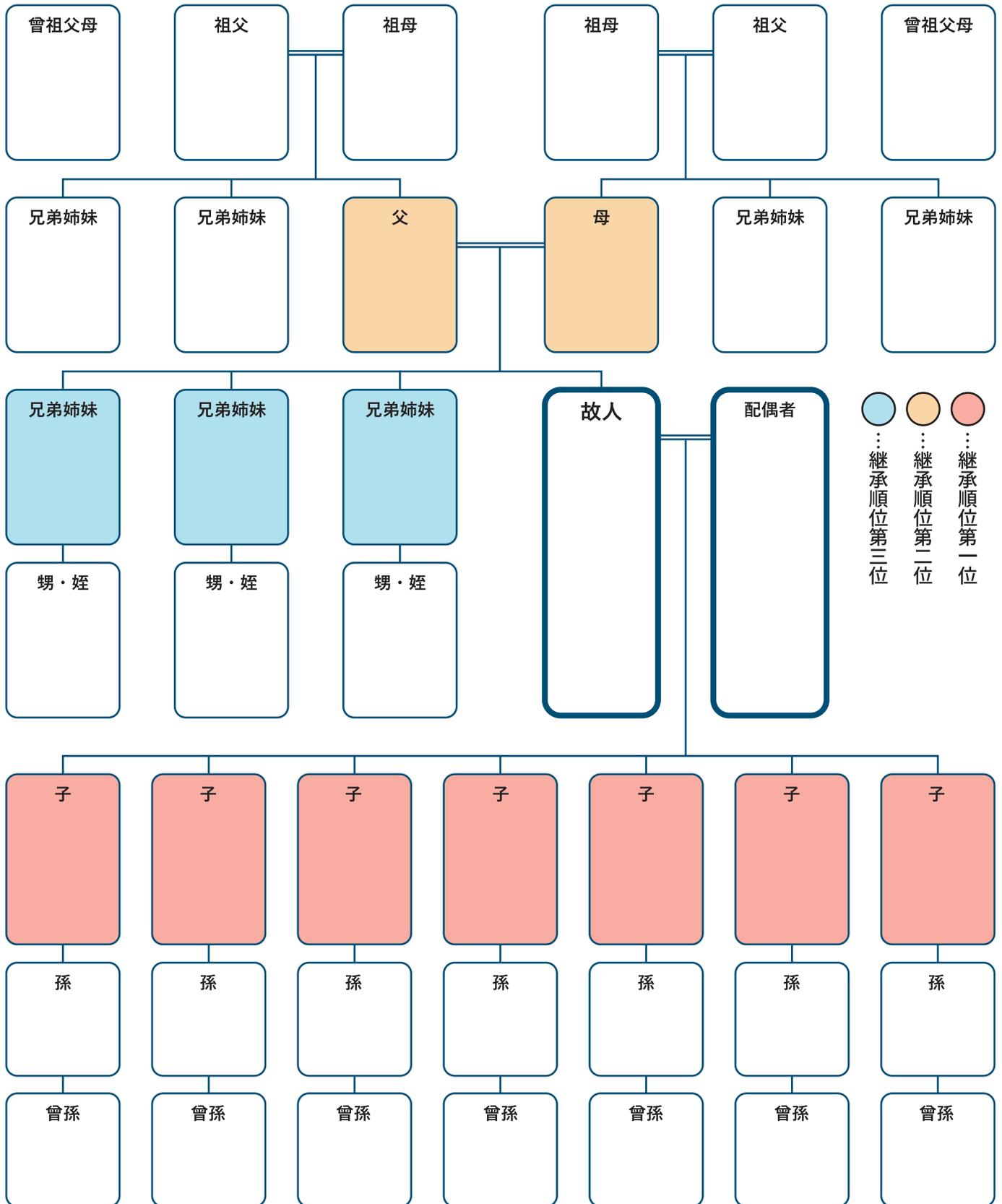
その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

| | 項目 | 期日 | 備考 |
|-------------------------------------|--------------------|------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人の調査・確定 | 速やかに | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 遺言書の探索 | | 自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 遺言書の検認 | | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続財産の調査 | | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 遺産分割協議 (協議書の作成) | | 共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。 |

その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

| | 項目 | 期日 | 備考 |
|-------------------------------------|-----------|--------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続放棄・限定承認 | 3カ月以内 | 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 所得税の準確定申告 | 4カ月以内 | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続税の申告・納付 | 10カ月以内 | 各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数 |

ご遺族メモ／家系図（3親等以内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) と44ページを御覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

| | | | | |
|-----------|--------|--------|-------|----|
| 不動産 | 所在地 | 名義人 | 持ち分 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 預貯金 | 金融機関名 | 支店名 | 金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他の資産 | 名称 | 内容 | 保管場所等 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 借入金・ローン | 借入先 | 金額 | 返済方法 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 生命保険・損害保険 | 保険会社 | 種類・内容 | 受取人 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 公的年金 | 基礎年金番号 | 種類 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 個人年金・企業年金 | 名称 | 番号・記号等 | 受給金額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他 | | | | |

- ・本冊子は、冊子内の広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。
 - ・広告主及び広告内容を山武市が推奨するものではありません。
広告内容に関する質問は、直接広告主にお問い合わせください。
 - ・行政の業務に関するお問い合わせは、山武市役所各担当課までお問い合わせください。
- ※ 掲載内容は、令和6年12月現在のものです。発行後、制度改正などにより、
内容が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

発 行 山武市役所
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年12月発行